

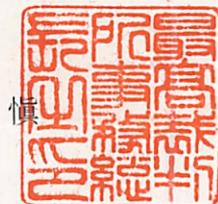
最高裁秘書第233号

令和4年2月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和4年1月7日付け（同月11日受付、第030861号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年5月7日付け最高裁判二第320号刑事局長依頼「刑務所の巡視について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁判二第320号

令和元年5月7日

法務省矯正局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

刑務所の巡視について（依頼）

刑務所の巡視を別添のとおり実施することになりましたので、巡視の際は、各施設において便宜を図られるよう関係機関にお伝えください。

最高裁判二第318号

(訟ろ-06)

令和元年5月7日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

刑務所の巡視について（通達）

審理及び評議の参考とするため、刑事事件担当の裁判官による標記の巡視を別表
のとおり実施してください。

(別表)

裁判所名	巡視施設の名称及び所在地 (電話番号)	巡視日
東京高裁(1), 東京地裁(2), 横浜地裁(2), さいたま地裁(1), 千葉地裁(1), 水戸地裁(1), 宇都宮地裁(1), 前橋地裁(1), 静岡地裁(3), 甲府地裁(1), 長野地裁(2), 新潟地裁(1)	川越少年刑務所 〒350-1162 埼玉県川越市南大塚6-40-1 (049-242-0222)	
大阪高裁(1), 大阪地裁(2), 京都地裁(1), 神戸地裁(2), 奈良地裁(1), 大津地裁(1), 和歌山地裁(1)	岡山刑務所 〒701-2141 岡山市北区牟佐765 (086-229-2531)	
名古屋高裁(1), 名古屋地裁(2), 津地裁(1), 岐阜地裁(1), 福井地裁(1), 金沢地裁(1), 富山地裁(1)	岡崎医療刑務所 〒444-0823 愛知県岡崎市上地4-24-16 (0564-51-9629)	
広島高裁(1), 広島地裁(1), 山口地裁(1), 岡山地裁(1), 鳥取地裁(1), 松江地裁(1)	広島刑務所 〒730-8651 広島市中区吉島町13-114 (082-241-8601)	令和元年9月1 日から令和2年 2月28日まで の間の各高等裁 判所の定める1 日
福岡高裁(1), 福岡地裁(2), 佐賀地裁(1), 長崎地裁(1), 大分地裁(1), 熊本地裁(1), 鹿児島地裁(1), 宮崎地裁(1), 那覇地裁(1)	佐賀少年刑務所 〒840-0856 佐賀市新生町2-1 (0952-24-3291)	
仙台高裁(1), 仙台地裁(1), 福島地裁(2), 山形地裁(1), 盛岡地裁(1), 秋田地裁(1), 青森地裁(1)	盛岡少年刑務所 〒020-0102 盛岡市上田字松屋敷11-11 (019-662-9221)	
札幌高裁(1), 札幌地裁(1), 函館地裁(1), 旭川地裁(1), 鈎路地裁(1)	札幌刑務所 〒007-8601 札幌市東区東苗穂2条1-5-1 (011-781-2011)	
高松高裁(1), 高松地裁(1), 徳島地裁(1), 高知地裁(1), 松山地裁(1)	姫路少年刑務所 〒670-0028 兵庫県姫路市岩端町438 (079-296-1020)	

(注) 裁判所名欄の括弧内の数字は、各庁の巡視人員数を表す。